

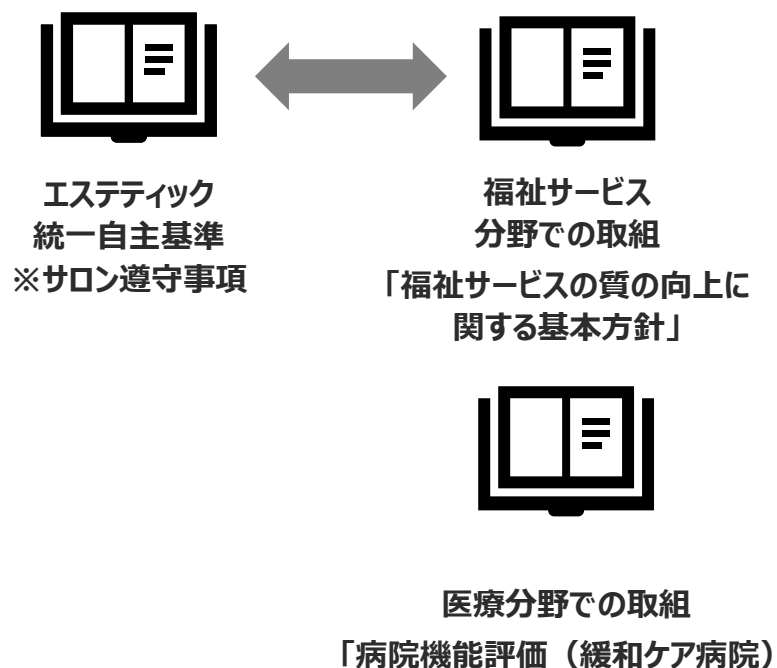
ガイドライン作成について

～医療・福祉サービスの取組(BtoB)の反映～

2019.12.16

基礎資料の確認

- 前回委員会において、エステティック統一自主基準に、医療及び福祉サービス分野の取組を反映して、内容を具体化する方針に合意いただいた。
- 統一自主基準のうち、サロン遵守事項にあたる項目と「福祉サービスの質の向上に関する基本方針」、「病院機能評価（緩和ケア病院）」を比較して、ガイドラインに盛り込むべき項目とその作成方針を検討する事として、記述内容を検討した。



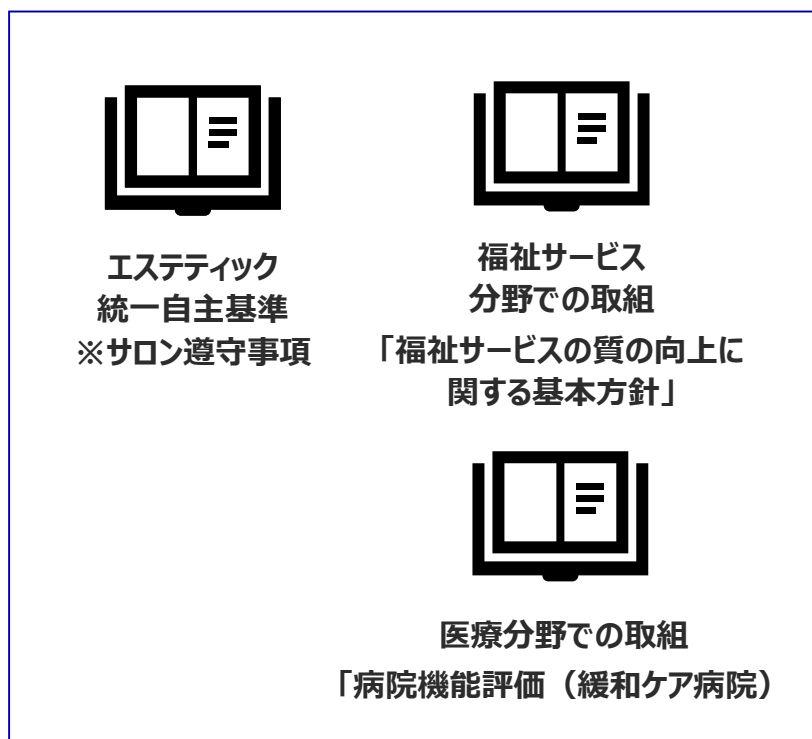
【ガイドラインに盛り込む項目と作成方針】

項目（「福祉サービスの質の向上に関する基本方針」との対比）	方針
サービス提供の基本方針と組織	新規
組織の運営管理	新規
適切なサービスの実施	追記・修正

項目（「病院機能評価（緩和ケア病院）」との対比）	方針
患者中心の医療の推進	追記
良質な医療の実践	追記・修正
理念達成に向けた組織運営	新規

ガイドラインの目次（案）

- 資料の内容を精査して、目次・項目レベルで整理、統合を図った（結果は「Ⅲ．遵守事項」に反映）。
- その他の章立ては、委員会でのこれまでのご議論や、「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」で求められた事項を反映して作成。



目次・項目レベルで
整理、統合して、
「Ⅲ遵守事項」に
反映

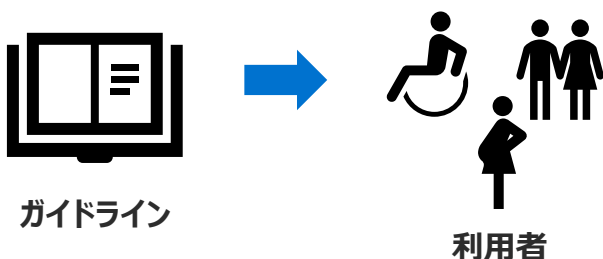
ガイドライン目次（案）	
I.	業界自主ガイドラインの趣旨・目的
II.	ソシオエスティックガイドラインにおける「ソシオエスティック」の定義
III.	遵守事項
1.	基本方針・理念
2.	組織の運営管理
3.	サービス提供
IV.	ガイドライン遵守方策
1.	認証制度と公表の仕組み
2.	違反した場合の扱い
3.	その他、品質確保、事業者の信頼性向上に向けた業界としての取組
V.	関連法令のリスト

「Ⅲ. 遵守事項」の具体化

- 既存の資料を踏まえて、遵守事項を具体化した。
- 遵守事項は、「ソシオエステティシヤンの遵守事項」と「（仲介者である）医療機関・福祉施設等の遵守事項」に分けて記述した。

具体化を図る上で前提とした考え方

- ガイドラインによって、以下 2 点を促す
 - ①利用者の権利保護
 - ②仲介者である医療機関・福祉施設等の理解



- 今回のガイドラインは、BtoBtoCモデルのサービスで、専門家の指示・指導のもと、利用者のQ O L (生活の質)向上を目指すエステティックサービスを主な対象とする。

- 今回対象とするエステティックサービスを考える上で「利用者」「ソシオエステティシヤン」に加えて、「仲介者である施設とそのスタッフ（専門家）」は重要な存在で、ソシオエステティシヤンは、医療機関・福祉施設等（施設と専門家）と連携して、ソシオエステティックサービスを実施する必要がある。
- ガイドラインでは、「ソシオエステティシヤン」と「医療機関・福祉施設等」を分けて、遵守事項を明確化する事を目指して、検討中。

